

<p style="text-align: center;">市長への手紙</p> <p style="text-align: center;">(今までの主なご意見と回答)</p>	受付日	令和 6年12月 9日
	回答日	令和 7年 1月 8日
件 名		
ボール利用のできる場所の増設や周知について		
内 容		
<p>子どもはボール遊びが出来る公園が知る術がない。あったとしても、子どもにとっては遠かったり数が少ないと感じている。ボール利用の出来る公園を増設し、分かりやすく周知して欲しい。</p>		
回 答		
<p>小規模な公園におきましては、利用者同士のけがや公園外へボールが出ることを防ぐためボール遊びを禁止しており、現状では新たな防球ネット等の整備は行っておりません。</p> <p>ボール遊びにつきましては、市内に66か所設置している「ボール遊びもできる公園」で遊んでいただくようお願いしております。</p> <p>「ボール遊びもできる公園」のさらなる周知に向け、今後、本市ホームページにて案内を掲載する等、わかりやすい広報に努めてまいります。</p>		
事務担当課	みどり公園課 公園管理事務所（046-263-9221）	

※掲載している回答の内容は、回答した時点の市の見解となります。

その後の制度変更などにより、最新の市の見解と異なる場合がありますのでご了承ください。